

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎

尿路感染症

带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2017年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	3	5	3	6	2	1	3	9	0	1	3	2	38
	治療日数	14	28	9	15	9	7	19	53	0	1	19	8	182
尿路感染症	人数	8	2	6	3	7	5	3	2	2	2	5	7	52
	治療日数	40	4	30	36	37	28	14	9	11	10	20	31	270
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	11	7	9	9	9	6	6	11	2	3	8	9	90
	治療日数	54	32	39	51	46	35	33	62	11	11	39	39	452